

会員  
限定

沖 縄  
商工会議所

# 「ビジネス情報便」のご案内

沖縄商工会議所「ビジネス情報便」とは、隔月発行している会報「羅針盤」に貴社のチラシを同封し、約 2,300 社の会員企業へお届けする会員限定のサービスです。販売促進をはじめ、企業・商品のPRなどに是非ご利用ください。

チラシ同封料金	B5・A4サイズ	30,000 円	※B4・A3サイズのチラシは二つ折りの状態で納品していただきます。
	B4・A3サイズ	50,000 円	

ご利用の  
メリット

コストの削減

A4 チラシ単独の場合 ⇒ @84 円×2,300 通⇒ 193,200 円  
当サービスをご利用いただいた場合(B5・A4 版) ⇒ 30,000 円  
面倒な封入・発送作業や封筒代金が不要。

経営者へ届く

約 2,300 社の経営者に直接届けられる。

開封率が高い

会報「羅針盤」と同封するので、単独 DM に比べ開封率が高い。

163,200 円お得!

使い方  
いろいろ

- ◆自社の事業内容の案内 ◆新製品・新サービスの案内 ◆お弁当・仕出しの案内
- ◆イベント・セミナーの案内 ◆チラシ・年賀状印刷等の案内 ◆団体旅行商品の案内
- ◆歓送迎会・忘新年会プランの案内 など、事業所向け PR に有効です。

詳しくは、裏面の運用取り扱い要領をご覧ください。

【発行日】 隔月 1 日発行

1 月・3 月・5 月・7 月・9 月・11 月(発刊日が掲載内容・曜日等により数日遅れる場合もあります)

【配布数】 約 2,300 件(沖縄商工会議所会員企業及び関係団体)

【申込期限】 発刊月の前月 15 日まで

**お申込・お問合せ** 沖縄商工会議所 会員サービス課 / TEL 098-938-8022 FAX 098-938-2755

-----キリトリ線-----

沖縄商工会議所 会員サービス課 宛 (FAX 098-938-2755)

## 沖縄商工会議所会報 「ビジネス情報便」 申込書

会社名等	TEL		
所在地	FAX		
担当者名	申込日	令和	年 月 日
チラシ内容	サイズ・種類	B5 ・ A4 ・ B4 ・ A3	
同封月号	<input type="checkbox"/> 1月号	<input type="checkbox"/> 3月号	<input type="checkbox"/> 5月号 <input type="checkbox"/> 7月号 <input type="checkbox"/> 9月号 <input type="checkbox"/> 11月号

※ご記入いただきました個人情報につきましては、本サービスに関する連絡以外には利用いたしません。

# 沖縄商工会議所会報「羅針盤」

## ビジネス情報便運用取り扱い要領

1. 本サービスは、沖縄商工会議所(以下、「甲」という。)の会員企業『(以下、「乙」という。)の販路拡大及び発展に資することを目的とする。よって、甲の会員以外の利用は認めない。但し、行政または公的団体はこの限りではない。
2. 本サービスは、甲の発行する沖縄商工会議所会報「羅針盤」に乙の販売促進のためのチラシ等を同封するものであり、同封するチラシ等の内容及び利用に対して信用を供与するものではない。また、乙は下記事項を遵守しなければならない。
  - ① 公序良俗に反しないこと。
  - ② 関係法規に違反しないこと。
  - ③ 政治性、宗教性がないこと。
  - ④ 虚偽、又は誤認される恐れがないこと。
  - ⑤ 他の会員、消費者へ不当な利益を与える恐れがないこと。
  - ⑥ 投機性のないこと。又は、投機性がないと判断されること。
  - ⑦ その他、当該サービスの運用上不適当と認められないこと。
3. チラシ等の内容については、甲が事前審査を行い前条に反する、或いはその他の理由により不適当と認められる場合、本サービスを利用することは出来ない。なお、サービス実施予定月において、止むを得ない事情が生じた場合、当該実施月を繰り延べることがある。
4. チラシ及び広告の内容に関する責任は全て乙に帰属する。
5. 本サービスに関する手続き上のトラブルは双方誠意をもって対応すること。また、当該サービスにより生じた取引上のトラブル等について甲は一切の責任を負わない。
6. 同封料金は甲が別途定める料金に基づき、当該チラシを同封した沖縄商工会議所会報「羅針盤」発行月の翌月末までに支払いを完了すること。
7. 沖縄商工会議所会報「羅針盤」に同封するチラシは、B5・A4サイズまたはB4・A3サイズ(厚口以下)とする。B4・A3サイズについては、二つ折りのうえ納品することとする。
8. 沖縄商工会議所会報「羅針盤」に同封するチラシは、必要部数を同封希望前月の15日までに甲が指定する場所へ納品することとする。また、残部が生じても返却はしないこととする。万が一、甲の定める期日までに納品が間に合わない場合はいかなる理由においても同封はできない。
9. 本サービスは、申込先着順とし、利用月が乙の希望にそえない場合がある。また、折り込みの順番も順不同として乙の希望にはそえない。
10. 同封希望前月の15日以降のキャンセル、同封中止は一切応じられないものとする。
  - ・ 同封希望月の変更について  
同封希望月の変更は、申込書に記載した同封希望前月の15日までとし、変更は当初同封希望月から3ヶ月以内とする。同封希望前月の15日以降の変更は一切応じられないものとする。
11. 本運用規定内容に同意した上で申込書(前面)を同封希望前月の15日までに担当部署へ提出すること。